**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区千川一丁目一番地九、最後の住所埼玉県鳩ヶ谷市桜町六丁目七番四号
被相続人　亡　高澤　順雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
埼玉県さいたま市浦和区東仲町二五―二九
太陽堂ビル四階浦和東口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関口　和正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県柏市大津ケ丘一丁目四五番三、最後の住所千葉県印旛郡本埜村滝野四丁目一番九号棟四〇二
被相続人　亡　吉崎　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号
建設会館ビル一階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金城未来彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県岩船郡神林村大字塩谷一二二〇番地甲、最後の住所千葉県東葛飾郡関宿町木間ケ瀬一三七五番地六
被相続人　亡　野澤　喜平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
千葉県松戸市小金原五丁目一一番地の一二
相続財産管理人　笹嶋　誠

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県防府市大字台道五六七番地二、最後の住所山口県防府市大字台道二八〇番地
被相続人　亡　吉武　滋郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
東京都中央区日本橋室町一―七―一スルガビル四階
相続財産管理人　弁護士　圓城寺　宏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県登米市南方町沼崎二二番地、最後の住所東京都足立区西新井本町二丁目六番一一号あぱるとまんM二〇一
被相続人　亡　後藤　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
東京都墨田区江東橋五丁目八番二―八〇二号グランドメゾン錦糸町
相続財産管理人　弁護士　多田　周弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍川崎市川崎区桜本一丁目一番地、最後の住所川崎市麻生区高石三丁目八番五号　大塚コーポ二〇一
被相続人　亡　立開　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　坂本・池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　博毅

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県中津川市中津川一七一六番地、最後の住所岐阜県中津川市えびす町六番一五号
被相続人　亡　酒井　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
事務所岐阜県中津川市坂下一六二五番地
相続財産管理人　吉村　正悟

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府泉南市男里六丁目九〇三番地の三、最後の住所大阪府泉南市男里六丁目一五番一―B二〇二号　被相続人　亡　下畦　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道上川郡美瑛町字朗根内五番地、最後の住所奈良県宇陀市大字陀区拾生二五〇番地の六
被相続人　亡　藤原　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
奈良市大豆山突抜町一六番地
相続財産管理人　弁護士　和島美枝子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県下田市蓮台寺四九七番地、最後の住所福岡市西区今津三八一〇番地
被相続人　亡　武冨　イマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号
相続財産管理人　弁護士　橋山　吉統

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県壱岐市石田町池田東触九八四番地一四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　下條　正弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦一七四吉田ビル三階
相続財産管理人　弁護士　長門　達志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県熊本市出水町大字今五六一番地、最後の住所熊本県上益城郡御船町大字滝川一三九三番地の五　被相続人　亡　水田　典夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二日
熊本県宇城市三角町三角浦七六二番地一
相続財産管理人　中島　孝

**家畜商営業保証金取戻し公告**

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を佐賀県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十一年十二月二日
佐賀県佐賀市川副町犬井道六四九―二
営業保証金額　金二万円
立川　隆行

## 第12期決算公告

平成21年12月2日　東京都中央区新富一丁目12番2号
**株式会社帝国データバンクビジネスサービス**
代表取締役　後藤　雅夫

**貸借対照表の要旨**　（平成21年9月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 5,085,673 | 流動負債 | 1,518,266 |
| 固定資産 | 951,646 | 固定負債 | 789,960 |
| 繰延資産 | 2,820 | **負債合計** | **2,308,227** |
| | | 株主資本 | 3,731,912 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 1,456,000 |
| | | 資本準備金 | 1,456,000 |
| | | 利益剰余金 | 2,175,912 |
| | | 利益準備金 | 25,000 |
| | | その他利益剰余金 | 2,150,912 |
| | | **純資産合計** | **3,731,912** |
| **資産合計** | **6,040,140** | **負債・純資産合計** | **6,040,140** |

(注)　当期純利益　242,538千円